

歩道橋ネーミングライツ・パートナー募集要項

1 ネーミングライツ・パートナー制度の趣旨

民間の資金を活用して道路施設の持続可能な維持管理を行うとともに、民間の創意工夫による地域貢献の場を提供するために、ネーミングライツ・パートナー事業を実施します。

2 ネーミングライツ・パートナー制度の概要

(1) ネーミングライツ・パートナー（以下「パートナー」という。）の権利

- ・パートナーは、対象となる歩道橋の桁部分に企業名を入れた名称を標示することができます。

※ なお、長野県の屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号。以下「条例」という。）との関係上、条例が適用される市町村の区域内では、企業名を入れた名称の標示が、当該歩道橋の「位置を示す情報」として適当と認められることが必要です。

（「〇〇市□□（地域名称） △△株式会社南歩道橋」のように、歩道橋に標示される企業の本店又は事業所等の所在地と当該歩道橋の所在地が距離的に近いことが必要です。）

よって、後記「4 応募できる者」について、所定の要件が付加されています。

- ・パートナーであることを、自社の管理する媒体（ホームページ、出版物等）で標示することができます。（例：「株式会社××は、〇〇歩道橋ネーミングライツ・パートナーとして、長野県を応援しています。」）

(2) パートナーの義務

- ・パートナーは、歩道橋1橋当たり希望価格（年額）10万円～30万円（消費税及び地方消費税を含む。）を長野県にお支払いいただきます。
- ・パートナーとしての契約期間は、歩道橋ごとに3年以上とします（複数の歩道橋にネーミングライツを設定することもできます。）。
- ・歩道橋に企業名を入れた名称を標示する費用及びパートナー契約終了時に標示を消去する費用は、すべてパートナーの負担とします。なお、歩道橋への企業名を入れた名称の標示及び契約終了時の名称の消去は、パートナーが道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認を受け、施工することとなります。

(3) 地域貢献の提案

- ・パートナーとして、当該歩道橋及びその周辺の清掃美化活動など地域貢献の場として活用する提案を期待します。

3 対象施設

ネーミングライツ・パートナー制度を導入する対象施設は、長野県が所有する歩道橋とします。

4 応募できる者

「長野県ネーミングライツ・パートナー応募資格要綱」に定める者としてします。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/zaikatsu/kensei/koyu/naminglights/documents/shikakuyoko.pdf>

※ なお、条例が適用される市町村の区域内では、上記要綱に定める要件のほか、次の要件を満たす者としてします。

(付加要件)

標記に係る企業の本店又は事業所等の敷地が、当該歩道橋の設置されている道路に接しており、かつ、当該歩道橋から至近距離にあること。

5 応募の方法など

(1) 募集期間

令和8年(2026年)2月10日(火)から

令和8年(2026年)4月10日(金)午後5時まで

(2) 応募先

最寄りの各建設事務所

(3) 応募方法

別紙「ネーミングライツ・パートナー応募申込書」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して、上記応募先に持参または郵送により提出してください。提出書類に記載された事項は、本件に関する以外には一切使用しません。

なお、提出書類は、理由のいかんを問わず返却しません。申込みに要する費用は、すべて申込者の負担とします。

ア 企業名を含む名称をご提案ください。企業のロゴマークは使用できません。

イ 名称には原則として「歩道橋」の文字及び「地域名称」を含むものとします。

ただし、企業名等の中に地域名称を含むなど地域が特定できる場合は、地域名称を標示しないことも可能です。

ウ 標示にあたっての文字フォント、大きさ、色などについては、道路管理課の指示に従っていただきます。蛍光色、反射性のある色は使用できません。

エ 名称は、交通の安全、地域名称としての定着度等を考慮して、選定委員会の意見に従い変更することを条件とする、条件付き承認をする場合があります。

オ 契約期間内の名称変更は、原則としてできません。

(4) 質問事項の受付等

応募にあたっての質問は、随時受け付けをします。

6 選定方法

(1) 各建設事務所が設置する選定委員会で次の観点から総合的に判断し選定します。

応募が1社の場合であっても選定委員会を開催し、選定を行います。

なお、名称が不適切な場合等は非選定となることもあります。

	審査項目	配点
1	提案金額	50
2	提案期間	10
3	名称は適切か	10
4	地域貢献への提案は適切か	15
5	当該団体等は当該施設パートナーとして適切か	15

(2) 選定結果の通知

すべての応募者に文書で通知するとともに、選定されたパートナーを長野県のホームページで公表する予定です。

7 留意事項

(1) 契約の解除

契約当事者の事情・違法行為等により、当該施設の名称の維持が困難な場合には、契約を解除することがあります。パートナーの事情・違法行為等による契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、パートナーの負担とします。

(2) 優先交渉権

契約したパートナーは、次回契約期間に関して優先的に交渉することができます。

8 問い合わせ先

長野県建設部道路管理課

TEL:026-235-7301

E-mail:michikanri@pref.nagano.lg.jp